



# 問われる放送界の倫理観

## BPO 検証委 検証事例から

メディア研究部 奥田良胤

### 要 約

関西テレビが制作し、フジテレビ系列で放送された『発掘!あるある大事典Ⅱ』の納豆ダイエット編で、実験結果などの「ねつ造」が発覚して社会問題となり、日本放送協会と日本民間放送連盟は不祥事に関わる自律機能を強化するため、2007年5月に第三者機関として「放送倫理検証委員会」を設置した。

この小論では、委員会が2007年と08年に審理と審議を行った『みのもんたの朝ズバッ!』の不二家不祥事報道、『報道ステーション』のマクドナルド元従業員制服証言報道、光市母子殺害事件の差戻し控訴審に関する一連の報道、の3事案を取り上げ、いまの日本の放送界が抱える放送倫理上の問題点を検証した。

『みのもんたの朝ズバッ!』では、告発発言に対する不十分な取材などが原因で、不祥事を起こした会社を一方向的に断罪する番組司会者のコメントにつながったこと、曖昧な内容のお詫び放送だったにもかかわらずテレビ局と抗議していた会社が和解したこと、などが問題点として指摘された。『報道ステーション』では、不祥事を告発した元従業員に、勤務していた当時の制服を着させてインタビューした演出が不適切であったこと。光市母子殺害事件の差戻し控訴審報道では、刑事裁判に対する前提的知識の不足などが原因で、被害者遺族の感情が強く前面に出て、被告・弁護団が悪者扱いとなり、裁判報道の公平性に問題が生じたことなどが指摘された。

これらの事案を通じて、放送倫理に関する不祥事の再発防止の課題として、制作担当者のプロフェッショナル意識の向上、現場の意識改革、番組の外部委託制作条件の改善などが浮かびあがった。

### 目 次

はじめに	146	4. 光市母子殺害事件「控訴審放送」	158
1. 「検証委員会」の設置	147	(1) 差戻し控訴審までの経緯	
(1) 『あるある』で「ねつ造」発覚		(2) 弁護側と遺族の対立の構図	
(2) 「検証委員会」の設置		(3) 集団的過剰同調報道	
2. 『朝ズバッ!』不二家不祥事報道	148	(4) 刑事裁判に対する知識	
(1) 不二家不祥事報道の経緯		(5) ゲストの発言と司会者の役割	
(2) 「検証委員会」の調査		(6) 裁判員制度報道との関わり	
(3) 取材と演出上の問題点		(7) 放送局側の反論	
(4) 司会者の断罪的コメント		5. 再発防止のための課題	166
(5) 訂正・お詫び放送の問題点		(1) プロフェッショナル意識の向上	
3. 『報道ステーション』制服証言報道	153	(2) 司会者、コメンテーターの発言責任	
(1) 「検証委員会」の調査理由		(3) 外部委託の諸問題	
(2) 質問とテレビ朝日の回答		(4) 訂正・謝罪放送の課題	
(3) 「検証委員会」の「意見」		おわりに	171

## はじめに

番組でのねつ造や倫理基準に違反するケースなど、放送番組における不祥事が相次ぎ、放送局が番組で謝罪や釈明をするケースが近年目立っている。テレビ離れが言われているが、1日のテレビ視聴時間が週平均で3時間45分という調査結果<sup>1)</sup>が示すように放送は人々の生活のなかに組み込まれている。社会的影響力が大きいだけに、放送界全体が深刻にこの事態を捉え、再発防止につとめなければならない。

放送界が自律機能を発揮できなければ、番組内容を法で規制せざるをえないとの世論が高まり、言論・放送の自由は大きな危機に直面するだろう。

放送界もそのことは重々承知で、番組に対する視聴者からの苦情や、番組における「ねつ造」などに関して審理し、問題があった場合には勧告するなどの機能を持つ第三者機関として放送倫理・番組向上機構 (Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization 略称：BPO 以下BPOと記す) を設立して、自律機能を強化している。

社会問題となり、放送局への新たな行政処分が放送法改正案に盛り込まれる端緒となった関西テレビ制作の『発掘！あるある大事典Ⅱ』(以下『あるある』と記す)の「ねつ造」問題をきっかけに、BPOは2007年5月に放送倫理検証委員会(以下「検証委員会」と記す)を新たに設置し、不適切と指摘された番組に対する自主的な検証を開始した。

日本放送協会(以下NHKと記す)と日本民間放送連盟(以下民放連と記す)は、番組やニュースの制作にあたって守るべき基準を

明示した「番組基準」、あるいは「放送基準」を制定している。民放各局もそれぞれ「基準」を持っている。これらの「基準」が遵守されていれば、多くの不祥事は起きなかったはずである。しかし、不祥事は一向に跡を絶たない。その理由として、ルールが建前化されて軽視されていたり、ルールを守ることが困難な構造的要因があったりするからではないか、さらに、現場の制作能力、担当者の知識不足に問題があるのではないか、などさまざまな問題点が指摘されている。

ここでは、「検証委員会」が発足以降2008年8月までに、審理あるいは審議を行った4件のうち、TBSの『みのもんたの朝ズバッ!』(以下『朝ズバッ!』と記す)不二家不祥事報道、テレビ朝日の『報道ステーション』マクドナルド元従業員制服証言報道(以下「制服証言報道」と記す)、光市母子殺害事件の差戻し控訴審に関する一連の放送(以下「控訴審放送」と記す)を取り上げて、問題点を検証し、再発防止のための課題を探る<sup>2)</sup>。

なお、「検証委員会」の「見解」や「意見」のニュアンスをできるだけ、そのままに伝えるため、原文に近いかたちで記述しているところがあるが、括弧で括っていない箇所があることをお断りしておきたい。

# 1 「検証委員会」の設置

## (1) 『あるある』で「ねつ造」発覚

関西テレビ制作でフジテレビ系列で放送されていた生活情報バラエティ番組『あるある』が、2007年1月7日に放送した納豆ダイエット編に「ねつ造」があったことが公表されたのは、放送2週間後の1月20日であった。

納豆ダイエット編では、納豆に含まれるイソフラボンには痩せる効き目があるDHEAを増やす働きがあり、「毎日食べる」「朝晩1パックずつ食べる」「よくかき混ぜ20分以上経ってから食べる」ことを勧めた。番組では、実験の結果、8人全員にダイエット効果があったと報告し、内臓脂肪の減少、血管年齢の若返り、コレステロール値と中性脂肪値にも改善が見られた、と伝えた。

日常食品である納豆を食べて痩せられるという手軽なダイエット方法であったことから、番組の反響は大きかった。スーパーマーケットやデパートの食料品売り場の納豆の販売棚はあっという間に空になり、売り切れやお詫びの張り紙をする店まで出る騒ぎとなった。納豆業界は、あわてて増産に踏み切り、それが報道されたりして騒ぎに輪をかけた。

ところが、この番組の内容に疑問を持った週刊誌が、疑問点を指摘して関西テレビに質問状を出したことから、「ねつ造」が発覚した。週刊誌の指摘を受けた関西テレビは2007年1月20日に、調査結果を公表した。それによると、番組に出たアメリカの大学教授の発言は、ボイスオーバーによって異なる内容に変更されており、実際の教授の発言にはダ

イエット効果があるとの内容はなかった。DHEAを摂取して痩せたと紹介した3人のアメリカ人の写真は、被験者とは無関係な人の写真の流用であった。納豆を食べて痩せたとされる8人の被験者のコレステロール値や血管年齢などのデータは、測定そのものが行われていなかった。

その後外部有識者による委員会の調査で、この番組では、1月7日放送分だけでなく、過去にも7件のデータ改ざんなどの「ねつ造」があり、それ以外にも不適切な表現が8件あったことが明らかになった。

## (2) 「検証委員会」の設置

「ねつ造」に対する社会的批判の高まりを受けるかたちで、菅義偉総務大臣（当時）が2007年2月9日の衆議院総務委員会の審議で、再発防止に向けて番組内容にねつ造などがあった場合に放送局を処分するために放送法改正が必要だ、と放送局への新たな行政処分の導入に言及するなど、放送局を規制しようとする政治的な動きが顕著になった。

新たな行政処分の導入を検討する総務省の動きに危機感を強めた放送界は、不祥事に関わる自律機能を強化するため、急遽BPOと協議し、BPO内に放送倫理に関する新たな審理委員会を設置することを決め、2007年3月20日に公表した。

これが「検証委員会」である。

「検証委員会」は、放送局関係以外の有識者が委員となり<sup>3)</sup>、虚偽の放送が行われたと思われる場合には「審理」して、「勧告」あるいは「見解」を公表し、番組の質の向上が必要と思われる場合には「審議」して、「意見」を公表する権限を有する。「勧告」また

は「見解」の場合、「検証委員会」は放送局に対して「再発防止策」の策定・提出を求めることができ、一定期間後に再発防止策の「検証」を行って、その結果を公表する。

審理や審議の対象として取り上げる番組は、委員会が自らの判断で決めることになっており、BPOの「放送と人権等権利に関する委員会」のように視聴者からの苦情申立てによる方式をとってはいない。

一方、放送局は委員会の調査に協力し、委員会の「勧告」または「見解」に従う義務を負い、委員会の審理結果を放送する。さらに再発防止策の検証結果を、放送を通じて視聴者に知らせなければならない。また、「意見」に対しては、真摯に向き合うことが求められている。

「法規制の動きに対して、放送界が視聴者に見えるかたちで自律機能を発揮するための取り組みであった。3月1日に民放連の会長が提案してからわずか1週間でBPOの合意を取り付けたが、放送法改正案に『ねつ造』に関する新たな行政処分が盛り込まれる動きをけん制するための措置でもあった<sup>4)</sup>」。

放送法改正案は、2007年4月6日に閣議決定され、国会に提出された。番組における「ねつ造」に対する新行政処分は、「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような番組」を放送し、国民生活に影響を与えたか、与えるおそれがあると認められる場合には、総務大臣が「再発防止計画の策定及びその提出を求めることができる」との内容で盛り込まれた。

菅総務大臣は「検証委員会」設置の動きを意識して、「BPOによる取り組みが発動されるなら、私どもとして作動させないものにして

いきたい」と述べるなど、BPOによる再発防止策が機能している間は、行政処分規定を凍結する考えを記者会見などで表明した。

「検証委員会」の設置は、結果的には新行政処分の導入を止めるために一定の役割を果たし、放送局の自律機能を高める策として機能している<sup>5)</sup>。

## 2 『朝ズバッ！』 不二家不祥事報道

### (1) 不二家不祥事報道の経緯

このような経緯で設置された「検証委員会」が、初めて審理の対象としたのが、TBS系列の『朝ズバッ！』が2007年1月22日に放送した不二家不祥事報道と、同年4月18日に放送した訂正・謝罪放送であった。

まず1月22日の放送内容を紹介する。

この日『朝ズバッ！』では、「新証言不二家の“チョコ再利用”に疑惑」と題して、不二家平塚工場で働いていたという女性の内部告発をもとに、

- ①不二家は賞味期限切れのチョコレートをパッケージし直して再利用していた、
  - ②賞味期限切れで返品されてきたチョコレートを溶かし、製造し直して、新品として出荷していた、
- などと報道した。

不二家のコメントは、「確認が取れていない」という内容だった。

「検証委員会」が2007年8月6日に出した審理結果の見解（以下、「見解」と記す）に

よると、この報道に関して司会のみのもんた氏が、「賞味期限切れチョコを開封」「そのチョコに牛乳などを加えて混ぜる」「新製品として再出荷」などとフリップを使って解説し、「これはもう、何をかいわんや」「経営自体がちょっとおかしいんじゃないかと思います」などと話し、スタジオ出演の3名のコメントーターに発言を求め、コメントーターも「作る人間がこういうふう腐って変わってくると、まあひどいことになるんだなと思いますよ」などと、それぞれに不二家に対する不信を述べた。

司会のみのもんた氏は、翌日1月23日の『朝ズバッ!』でも、「古くなったチョコレートを集めてきて、それを溶かして、新しい製品に平気で作り替える会社は、もうはっきり言って、廃業してもらいたい」と述べ、1月31日の放送でも、さらに誹謗する発言をした。

このように断罪的な放送内容となった背景には、2007年1月9日に、不二家の埼玉工場で消費期限切れの原材料を使用した製品が造られ販売されていた事実が明らかになり、社会的に激しいバッシングを受けていたことがあった。不二家は各地の工場で、保健所の立ち入り検査を受け、厚労省や農水省から説明を求められる事態に発展していた。

この放送に対して不二家は、

- ①賞味期限切れのチョコレートが工場に返品されることはないので、平塚工場でも、再処理して商品化されることはありえない、
  - ②チョコレートの製造には、司会者がフリップで示したような牛乳を加える工程はない、
- などと抗議し、以後TBSと不二家の間でこの

問題に関して、折衝が行われた。

2007年4月18日の放送内容は、不二家の抗議を受けての訂正・謝罪放送と言えるもので、「ミルクキーがもどってきた!不二家再生へ本格スタート」と題するコーナーで放送時間は約6分間であった。

「検証委員会」によると、まず、のみのもんた氏が「私もペコちゃんポコちゃんには愛着があって、そういう気持ちの表われとして、大変厳しいことも言ったが、販売再開はうれしい」と語った。次に不二家の新しい社長がコンビニで販売が再開された不二家の菓子を購入し、うれしい気持ちをコメントしたあと、販売を歓迎する消費者へのインタビューを放送した。のみのもんた氏は「スタジオのお菓子は全部不二家にしますから」と冗談めかして不二家を持ち上げた。

そのあと訂正・お詫び放送に入り、誤解を招きかねない表現があったとして、次の3点に関して、文字表示とナレーションによる訂正とお詫びが行われた。

- ・「出荷されたチョコレートが工場にもどる」は証言者の伝聞であり、事実であるという確証を得たものではなかった。
- ・証言者の不二家勤務は10年以上前のことだったが、最近のことと誤解されかねない表現だった。
- ・「チョコレートと牛乳を混ぜ合わせた」という表現で、牛乳と断定した点は正確性を欠いていた。

と釈明したあと、アナウンサーが「1月の一連の不二家報道で、行き過ぎた表現やコメントがあったことも併せてお詫びします」と締めくくった。

『朝ズバッ!』の放送内容に対しては、不



不二家が設置した外部有識者による「不二家信頼回復対策会議」が損害賠償要求も含め厳しく対処すべきだと提言していたが、4月18日の放送を受けて不二家の経営陣は「(放送の)内容は、弊社の要求に応える謝罪である、との経営判断に基づき、これを受け入れることと致しました」と表明した。

## (2)「検証委員会」の調査

「検証委員会」は、『朝ズバッ!』の不二家不祥事報道が、「視聴者に著しい誤解」を与えるような「虚偽の疑いのある番組」を放送したのではないかとの疑問を持ち、その制作から放送までの過程に、どのような放送倫理上の問題があったかを「審理」することにした。

「検証委員会」の調査によれば、2007年1月19日に、かつて不二家の平塚工場で働いていたという女性からTBSに電話がかかり、『朝ズバッ!』担当のディレクターが対応した。女性は、同工場で賞味期限の切れたチョコレートを溶かし、製造し直していたなどと告発した。

ディレクターは、翌日1月20日にこの女性に会い、1時間半程度取材した。

内部告発のインタビュー撮影時間は約14分半であった。女性は、「賞味期限切れのチョコレートを溶かし、再利用していた」「売れ残ってもどってきた(クッキーの)カントリーマアムを包装し直して、再出荷していた」などと証言した。

取材のあと、ディレクターは不二家広報に電話で証言内容を伝え、回答を求めた。不二家からは「工場内で発生した成型不良品を作り直していることはあるが、返品を使うこと

はない」「平塚工場ではカントリーマアムは作っていない」など女性の発言内容を否定する回答があった。

『朝ズバッ!』ディレクターは、女性の発言内容を裏付ける必要があると考え、女性に告発内容を知っている余人を紹介してほしいと依頼していたが、女性に頼まれたという男性から電話がかかり、「賞味期限切れのチョコレートを溶かし、バケツ状のものに入れて、再利用していたことは自分も知っている」、しかし「カントリーマアムのことはわからない」と証言した。

ディレクターはこの男性の発言を不二家に伝え、確認を要請したところ、不二家は「まだ確認が取れていない」「放送するのであれば、『調査中』といわずに、『確認が取れていない』と言ってほしい」との返答があった。

こうした経緯のもとで、『朝ズバッ!』制作幹部は、

- ①(女性通報者の発言に)体験者しか語れないリアリティがあり、その内容も一貫してブレがない。
- ②(男性)通報者が同様にチョコレートの再利用について明言し、他方で、知らないことは知らないというなど不自然さがない。
- ③不二家側も成型不良品を作り直す工程があることを認めていることから、返品を溶かし、再利用することも可能だったはずである。
- ④また、不二家は放送する場合は、「確認が取れていない」というコメントにしてほしい、と放送されることを認識して対応している。

などの分析の結果、告発内容は信用できるとして、放送に踏み切った。

### (3) 取材と演出上の問題点

まず、取材の問題点として「検証委員会」は、女性告発者へのインタビュー取材がディレクターの質問時間も含めて、実質的には14分31秒しか行われていない。「しかも、その質問はところどころで要領を得ず、何を質問しているのか意味不明のこともある」と指摘し、内部告発の場合は告発者と会社側の解釈が対立し、しばしば紛糾することを考えれば、「14分半という時間はあまりに短すぎる」と批判した。

さらに、「検証委員会」は放送に踏み切る大きな根拠となった男性の証言に関して、男性は女性の紹介で電話をかけてきたのであり、男性証言の「信用性の吟味にはいっそうの慎重さが必要であった」と取材の甘さを指摘した。担当ディレクターは、男性との電話のやり取りを記録したメモと不二家広報とのやり取りのメモを紛失していた<sup>6)</sup>。

「検証委員会」は、これでは「(男性) 通報者の存在や不二家広報の取材を本当にしたのかどうかさえ疑われかねない」として、ディレクターの不注意を厳しく批判した。

さらに、不二家への取材に関しては、広報窓口を通じてしか取材していないが、「深刻な争いが起こりうる事実を放送する場合、このような取材だけに頼っているのでは、真実に肉薄することはできない」と指摘した。

次に「検証委員会」は、スタジオ演出上の問題として、以下の点をあげた。

①担当ディレクターは、「カントリーマアム」がクッキーであったにもかかわらず、チョコレートを中心とした菓子であると思い込んでおり、この思い込みが、取材テープの

編集の際に、カントリーマアムに関する発言をチョコレートに関する発言として使用する結果となった。ここは内部告発の核心部分であるだけに、番組制作幹部らはディレクターと編集技術者に一任するのではなく、みずから立ち会うなどして慎重な編集作業を行い、発言内容を正確に反映・要約する努力を払うべきであった。

②番組では、女性の発言内容がいつの頃のことか明らかにされなかった。視聴者は当然のこととして最近のことと受け止めるが、実際は10年ほど前のことであった。これについて、番組制作関係者らは「通報者の身元を特定されないための措置」だったと説明しているが、他の曜日の『朝ズバッ!』では、不二家に関する内部告発で、12年前に勤務していた従業員であることを明らかにしており、説得的とは言えない。

③番組では、3枚のフリップが使用された。このなかに、液状になった賞味期限切れのチョコレートを入れた鍋状の器に、紙パック入り牛乳を混ぜ合わせている図柄があった。このフリップは十分な取材の上で書かれたものではなく、ディレクターの思いつきで作成された。司会者はこのフリップを使い、「(賞味期限切れの) チョコに牛乳などを加えて混ぜる」と断定的に説明した。不二家から抗議を受け、「牛乳と断定した点は正確性を欠いていた」と訂正せざるをえなかった点だが、本来は取材時に質問し、正確に記録しておくべき事柄である。

④番組では、女性が伝聞として語っている部分についても、直接体験であるかのように断定していた。伝聞か体験かは、視聴者が告発の信用性を判断する上で、決定的な重

要性を持っている。したがって、伝聞情報であることを明らかにしないまま放送したことは、視聴者に誤解を与える結果を生む。伝聞と直接目撃では証拠価値に大きな違いがあるが、この初歩的な理解が番組制作関係者のなかになかったのではないかと疑わざるをえない。

#### (4) 司会者の断罪的コメント

司会のみのもんた氏は、内部告発による放送を行った翌日の1月23日の『朝ズバッ!』において、「古くなったチョコレートを集めてきて、それを溶かして、新しい製品に平気で作り替える会社は、もうはっきり言って、廃業してもらいたい」と発言している。

『朝ズバッ!』の特徴が、みのもんた氏のバツサリ斬るコメントにあるにしても、なぜこのような発言になったのだろうか。不二家から「賞味期限切れのチョコレートが平塚工場にもどってくることはない」などの抗議が、すでに放送日当日に寄せられていたにもかかわらず、である。

この点について「検証委員会」は次のような実態を明らかにしている。

『朝ズバッ!』の打ち合わせは、午前4時30分から番組開始の5時30分の直前まで、約1時間行われている。しかし、3時間の番組中に多くのニュースや話題を盛り込んでいるので、1つの話題に割ける打ち合わせ時間は限られている。この告発に関する報道に関しては、告発者が指摘する事実が10年程度前のことであったことは司会者に伝えられていたが、通報者の発言の一部に伝聞が含まれていること、3枚のフリップの図柄自体には裏付けがなくディレクターなどが想像して素

描したものをイラストレーターが描いたにすぎないことなどは、打ち合わせで話題にはならなかった。

「検証委員会」は、重要な情報が共有されず、これが司会者の断定的、断罪的コメントにつながったことは否定できないと指摘した。前日に不二家から抗議があったことも、みのもんた氏には伝えられていなかった。

「廃業してもらいたい」との断罪的コメントについて、「検証委員会」からの質問に対し、みのもんた氏は、自分も会社を経営しており、世の中に商品・製品を送り出す経営者として、「ここまできたら廃業するくらいの覚悟で、信念を持って経営にあたってほしいとの激励の思いもこめたつもりです」と説明したという。しかし「検証委員会」は、繰り返しこの番組を視聴したが、その口調や表情から激励の思いを汲み取れなかった、としている。

バツサリ斬ることを番組コンセプトにするのは、視聴者受けを狙ってのことだと思われるが、そうであるなら、一層慎重な取材が求められる。不確実な取材を根拠にバツサリ斬られては、視聴者の放送不信は増大する。十分な打ち合わせもなしに、思い込みや、観念的に断罪的なコメントをしたのは、みのもんた氏だけでなく、この番組の他の出演者にもあったと「検証委員会」は指摘している。

不祥事が発覚してメディアが一斉に洪水のような糾弾報道を行うとき、メディア側に流れに乗り遅れまいとする雰囲気起きる。一方でたたかれる側が抗議をしたくてもできない状況のもとで、多少の勇み足があっても許されるだろうとの甘えが、断罪的コメントへの躊躇いをなくしてしまった側面があるので



はなかろうか。

### (5) 訂正・お詫び放送の問題点

「検証委員会」が、1月22日の放送と合わせて4月18日の放送についても「審理」したのは、訂正・お詫び放送の内容が、極めて曖昧だったことと、それにもかかわらず抗議していた不二家が、この放送でもって予先をおさめたことに不審を感じたからである。4月18日の放送によってTBSと不二家が和解した結果、元従業員の女性が行った内部告発が真実だったのかどうかは、解明されないうままになってしまった。

先に記した3点の訂正・お詫びは、1月22日の番組構成からして、本来司会者がすべきだと考えられるが、「検証委員会」は、司会者の発言には訂正やお詫びに類する言葉が一切ない、「廃業してもらいたい」「汚物だね」などと強い口調で語った点についても、撤回や訂正や謝罪を行っていない、と指摘する。そのかわりにあるのは、「スタジオのお菓子は全部不二家にしますから」という台詞に代表されるような、あえて言えば不二家への「擦り寄り」「恭順」である、と指摘した。

「検証委員会」は、訂正・お詫びの放送内容として、これが相応しいのかどうか疑問を投げかけている。

さらに、「擦り寄り」「恭順」の姿勢が、女性通報者の発言をすべて否定し、撤回するような印象を与えながら、工場で賞味期限切れのチョコレートが再利用されていたとの内部告発の核心部分については、訂正もお詫びもしていない、視聴者にとってはいったい何が間違っていて、どこが正しかったと言いたいかわからない、と指摘した<sup>7)</sup>。

「検証委員会」は、訂正・お詫びまで3か月もかかったことも問題にした。

番組制作関係者は、「核心部分に間違いがないかどうかを再確認するのに時間がかかった」と説明しているが、「検証委員会」は訂正・お詫びの3点は、不二家からの指摘・抗議を受けてから短時日のうちに、確認しようと思えばできた内容であるとし、視聴者に著しい誤解を与えた事実の間違いについては、迅速に訂正すべきであった、と指摘した。

「検証委員会」は、内部告発の根幹部分の真偽については、今後のTBSの取材調査と不二家の情報開示によって明らかにされるべきものであるとし、真実の解明に自主的・自律的に取り組み、視聴者と一般消費者に対する責任を果たすよう要請し、不適切な訂正・お詫び放送をフォローするように求めた。

## 3 『報道ステーション』 制服証言報道

### (1) 「検証委員会」の調査理由

もう一つの不祥事の例としてこの問題を取り上げるのは、テレビでは映像偏重が過ぎないか、映像上の「ねつ造」とは何か、演出はどこまで許されるのか、その境界はどこにあるか、を考えるうえで参考になると考えるからである。

テレビ朝日『報道ステーション』は2007年11月27日に、マクドナルドの元従業員が「直営店でも調理日の改ざんが行われていた」と語る内部告発を放送した。告発者の顔出しはせずに、首から下の映像であったが、マク

ドナルドの制服を着て、胸には店長代理のバッジがついていた<sup>8)</sup>。

元従業員が、制服を着ていたり、バッジをつけていたりするのはおかしいとの指摘が視聴者から寄せられ、テレビ朝日は2007年12月7日の『報道ステーション』で、元従業員に制服を着用させ、バッジをつけさせた演出について、「これは本当に間違ったやり方です。申し訳ありませんでした」とお詫びし、同時に内部告発をした元従業員が、いまは番組関係者として働いていることを明らかにした。

この番組について、「検証委員会」は「なぜ制服を着用させたのか」「証言者が番組関係者ならどうして顔出しの実名証言にしなかったのか」「『朝ズバッ!』で委員会が出した告発証言報道のあり方、訂正・お詫びの仕方を教訓としていないのではないか」との疑問を持ち、番組内容向上の視点から「審議」することにした。

「検証委員会」は2007年12月18日、9項目の質問書をテレビ朝日に出し、公開を前提に疑問点に回答するように求めた。回答は12月27日に「検証委員会」に寄せられた。この回答を踏まえて、「検証委員会」は2008年2月4日に「審議」結果として「意見」を公表した。

以下に9項目の質問とテレビ朝日の回答を紹介する。

## (2) 質問とテレビ朝日の回答

### 11月27日放送分関連

**質問1**：告発発言を放送する場合、一般的に、その告発内容を裏づける周辺取材が必要とされていますが、今回の放送に当たっては

どのような取材をされたのでしょうか。

**回答1**：証言をしたマクドナルドの元店長代理だけでなく、複数の関係者にあたりました。しかしながら元店長代理の証言が、実体験者でしか知れない具体的かつ詳細なものであり、社会的にみて重要な内容を含んでいたため、番組関係者であってもこの証言を放送することは公共性・公益性が高いと判断して放送に踏み切りました。

**質問2**：今回の放送では、「番組関係者」が告発発言を行っています。そうであればいっそう正確性や中立性を確保するために、当時の同僚等、他の関係者を取材し、第三者性を確保するためにも、その中から放送に応ずる人を探す努力が必要だったと思われそうですが、そのような試みはされたのでしょうか。また、放送に依る発言者が他に得られなかったのだとしても、なぜ番組関係者であることを当初から明らかにして放送しなかったのでしょうか。

**回答2**：質問の前半は1.と重複していますので後半についてお答えします。証言は、マクドナルドに不利益となる内容を含んでいたため、証言をしたことで証言者に不利益が及ぶ可能性がありました。取材源を秘匿し、証言者を不利益から守るために、本人を特定されるおそれのある情報を極力控え、番組関係者であること自体を27日の放送では明らかにしない、という判断をいたしました。

**質問3**：「番組関係者」が告発証言をするのであれば、いわゆる「顔出し」出演が十分可能だったはずですが。今回のような「顔なし」出演は社会一般の「匿名」化を助長するものであるという誹りを免れませんが、

どうお考えでしょうか。

**回答3**：今回の証言者は、直接番組を制作しているスタッフではなく番組周辺にいる人物でした。前項で回答したとおり、証言者を特定すると本人に不利益が及ぶ可能性があったため、番組の判断で「顔なし」での出演といたしました。また証言者本人も個人が特定されることに不安を感じていたことも考慮しました。

**質問4**：今回の告発発言者は既にマクドナルドを辞めています。発言撮影の際に在職時の制服を着用させ、また「店長代理」の名札を付けさせた理由は、どこにありましたか。

**回答4**：担当したスタッフは、この証言者が過去にマクドナルドで働いていたことを視聴者にわかりやすく表現したかったと申しています。しかしながら「元店長代理」とナレーションおよびテロップ表示をしたものの、本人が保管していた店員時代の制服を着て、さらに店長代理時代のバッジを着けインタビューを行ったことは、視聴者に混乱と誤解を与える不適切な表現方法でした。

**質問5**：前項に関し、制服着用の上で発言してもらおう、という判断は、番組制作上、どのレベルで行われたのでしょうか。

**回答5**：判断したのは、この日マクドナルド問題を担当したディレクター（3人）のチームです。

**質問6**：今回の放送にあたって、(i) 告発内容の正確性・信憑性、(ii) 演出上の妥当性について、職制上の各レベルで、具体的にどのような検討が行われましたか。

**回答6**：(i) 1. でお答したとおりです。

証言者の身元および証言内容については、責任デスクが確認しておりました。また、放送に当たっては、証言内容をマクドナルドの広報に質し、先方の見解も合わせてVTRの中に入れることにしました。なお、この問題についてはその後も取材を継続しており、放送を裏付ける複数の証言を得ています。

(ii) 服装については、担当したディレクター（3人）のチームの判断で行われました。

## 12月7日放送分関連

**質問7**：メインキャスターは、番組中、告発発言者に過去の制服や名札を着用させて出演させたことに関し、「これは本当に間違ったやり方です。申し訳ありませんでした」と発言し、また後半で、「あえて『報道ステーション』は、そのことを報告させていただきました」と語っていますが、

(i) この放送の趣旨は、「謝罪（お詫び）」「訂正」「報告」のいずれでしょうか。

(ii) 上記の「あえて」とは、この場合、どのような意味でしょうか。

(iii) 視聴者に趣旨がわかりにくい放送になったのはなぜでしょうか。

**回答7**：(i) 謝罪です。

(ii) 「包み隠さず自ら進んで不適切な表現を認めてオープンにするという」意味で使用しています。

(iii) 番組としては、わかりやすく説明したつもりですが、ご指摘のように趣旨がわかりにくかったのであれば遺憾であり、ご批判を真摯に受け止めたいと思います。

**質問8**：11月27日の放送直後から、視聴者

からは「元従業員が制服を着ているのはおかしい」「現在の制服とはちがう」等の指摘が多数寄せられていたようですが、12月7日の放送までに10日間も要したのはなぜでしょうか。

**回答 8**：番組では、放送直後にスタッフ内で表現方法について疑問が出され、なぜこのような表現をしてしまったのか、事実関係を調べ始めました。その後視聴者からも問い合わせが寄せられ、番組の中で誠実に対応しようという結論に至りました。

しかし、放送で謝罪するにあたって、何よりも事実関係を正確に確認・検証する必要があります、また証言者の身元が特定される可能性のある情報をどこまで表現すべきか、慎重にならざるをえず、議論を重ねた結果です。

## 最後に

**質問 9**：BPO放送倫理検証委員会は、今夏、TBS『みのもんたの朝ズバッ!』の不二家関連報道に関し、告発発言報道とお詫び・訂正のあり方についての見解を提示し、「取材内容を意図的にゆがめることなく視聴者に伝えようと誠実に努力」し、事実からのズレが生じたときは「迅速に、正確に、明解に、フェアな態度で訂正し、謝罪する」ことが必要である旨を指摘していますが、(見解22頁)、貴局ではこの「見解」をどのように受け止められ、また周知されたのでしょうか。また、今回の2度(11月27日、12月7日)にわたる放送について、この「見解」に照らし、どのような自己評価をなさいますか。

**回答 9**：BPO放送倫理検証委員会の見解に

については真摯に受け止め、さまざまな現場で周知に努めているところです。

今回の事態を受け、社としては委員会の前回の見解を踏まえ、番組でなるべく早い機会に、自ら正確に視聴者に説明し謝罪することが必要と判断し、12月7日の放送にいたった次第です。

以上が質問と回答である。テレビ朝日の回答はきれいに整理されているが、筆者を含め現場を体験したことがある多くの者にとっては、本当はそんなきれいごとではなかったのではないかと、と思わせる内容である。きわどい質問には真正面から答えていない。

社会常識からすれば、すでに退職しており、いまは番組制作関係者である人に、昔の制服を着せたり、バッジをつけさせたりして撮影するのは、映像上の「ねつ造」と言われても仕方がないだろう。視聴者からおかしいとの指摘が寄せられたのは当然のことといえよう。証言内容は正確だと確信があったから、制服の着用などは演出の範囲であり、面白く見せようとあえてディレクターが考えたのであろうことは容易に想像できる。

## (3)「検証委員会」の「意見」

テレビ朝日の回答を受けて、「検証委員会」は以下のような「意見」を公表した。

①まず、全体的な印象を言うと、テレビ朝日の回答は、放送倫理検証委員会からの質問に正面から向き合い、番組制作者の実感や肉声から発せられたものとは言い難い。

委員会を構成する委員一人ひとりが期待するのは、何よりも番組制作にあたる関係者が自由・自主的に、他方で、専門的な知性と責任を忘れることなく質の高い放送を



行うことである。現実的には幾多の困難があるにせよ、関係者一人ひとりが工夫を凝らし、多様・多彩な放送活動を実現していただきたい、と私たちは考えるし、第三者的立場から、そのための条件を作り出すために努力をしているつもりである。

制作現場のリアリティを感じさせない回答は、今回の関係者の教訓にならないばかりか放送界全体の質的向上にも寄与することがない。この点を、委員会は最初に言っておきたい。

②今回の問題は、なぜ現在は店員でない発言者に、ことさら制服を着させ、店長代理のバッジを着用させたのか、またなぜおわび放送までこれだけの時間を要したのか、の2点である。

③回答4では、制服を着させバッジを着用させたことについて「視聴者にわかりやすく表現しなかった」と述べているが、報道番組でこのような演出を行えば「視聴者に混乱と誤解を与える不適切な表現方法」となることは、放送前からわかっていなければならないことであった。「わかりやすく」というよりも、映像として「強い」「ショッキング」「効果的」で、かつ「作りやすい」と判断したからこそ、番組関係者である証言者に制服を着させたのではないかとの指摘が委員会ではあった。

このような安易な短絡的映像至上主義による演出は、取材報道にあたっての慎重さに欠けるものであったと言わざるをえない。

④おわび（謝罪）放送にあたって「あえて」という言葉を用いたことに関する質問7に対する回答は、「包み隠さず自ら進んで不

適切な表現を認めてオープンにする」とされている。しかし、言うまでもなく、「あ（敢）えて」とは「（しなくてもよいことを）強いてするさま。わざわざ。無理に」（大辞林第2版）、「しいて。おしきって」（広辞苑第6版）の意味であり、内外から多くの指摘を受け、10日も経過してからの「おわび（謝罪）」において使用するの、極めて不適切な用語である。

さらに回答8には、「放送で謝罪するにあたって、何よりも事実関係を正確に確認・検証する必要がある、また証言者の身元が特定される可能性のある情報をどこまで表現すべきか、慎重にならざるをえず、議論を重ねた結果」、おわび（謝罪）放送までに10日間も要したとある。

とはいえ、告発発言者が番組関係者であったこと、発言者が現在はマクドナルドに勤務していないことは当初から明らかであったこと、問題は演出に誤解を招く不適切さがあったことであって発言内容の真偽ではなかったことから考えると、なにゆえこれほどの時間を必要としたのかは理解に苦しむところである。「慎重にならざるをえず」はまさに取材調査の段階、放送前に意識されなければならない事柄であった。

⑤今回のケースは、告発内容それ自体ではなく、告発発言者にかつてアルバイトをしていた際の制服を着用させるという表現・演出方法が問題であった。

「テレビ朝日番組基準」には、「放送に当たってはテレビジャーナリズムの特性を活かし、事実を正確、迅速、公正に取扱う」とあるが、番組制作関係者のあいだでこうした「基準」がタテマエ化し、目先の「お

もしろさ」「映像の強さ」「作りやすさ」に陥る傾向がありはしないか。関係者一人ひとりが、自ら定めた「基準」に立ち返り、その意味するところを血肉化していくことを、委員会は求めたい。

「意見」からは、委員の嘆きの声が聞こえてくる。「検証委員会」は、放送界が自主的に設置したものであり、各委員にはBPOが就任を要請した。委員たちは、設置の趣旨を理解して、忙しい時間を割きながら、放送界の自主・自律のために協力しているにもかかわらず、自分たちの声が現場に届いていないばかりか、今回形式的な回答しか返ってこなかったことに苛立ちを覚えているように読める。自分たちはなんのために努力しているのか。言論・放送の自由を守るために放送界からの要請で努力しているのに、テレビ局や現場からは真摯な反応が返ってこない。そんな嘆きである。

「検証委員会」だけでなく、BPOの他の委員会の指摘に対しても、放送局は常に「真摯に受け止める」と異口同音に答えるが、指摘内容は放送局の上層部とコンプライアンス担当部署止まりで、制作・取材現場まで浸透していないのではないかと疑問が委員会内部にはある。マクドナルド元従業員制服証言報道についても、不二家不祥事報道であれだけ厳しく指摘したにもかかわらず、との思いが委員にはあった。委員たちのそうした受けとめが、テレビ朝日に回答を求め、回答に並列させるかたちで、「意見」を公表するという形式をとらせたのだろう。

放送基準に立ち返り、「その意味するところを血肉化していくことを、委員会は求めた

い」という「検証委員会」のこの声をどう具体化していくのか、放送界の課題である。

## 4

### 光市母子殺害事件 「控訴審放送」

#### (1) 差戻し控訴審までの経緯

光市母子殺害事件は1999年4月14日、山口県光市の団地で、当時18歳1か月だった少年が、排水管工事を装って部屋に入り込み、主婦（23歳）と生後11か月の幼女を殺害して逃走したもので、少年は4日後に逮捕された。

ここでは差戻し控訴審までの経緯について、「検証委員会」が出した「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」（以下「意見書」と記す）のベースになる資料として必要と考えるので、簡単に記述しておこう。

少年は殺人、強姦致死、窃盗の罪名で起訴された。弁護側は事実関係では殆ど争わず、情状酌量を訴えた。山口地方裁判所は2000年3月、少年が犯行時18歳だったこと、殺害に関する計画性がなかったこと、反省の情が芽生えていることなどを斟酌し、無期懲役の判決を言い渡した。

無期ではなく、死刑が相当であるとする検察側は、広島高等裁判所に控訴したが、広島高裁は2002年3月、1審の山口地裁の判決を支持し、控訴を棄却した。

検察側は、最高裁判所に上告した。最高裁は、実質的な量刑不当による上告は適法とはいえないとしながらも、職権調査によって、

「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせる」必要があるとして2006年6月、広島高裁に差し戻した。

こうした経緯によって、多くのメディアは差し戻し控訴審の焦点は、「無期」か「死刑」かに絞られたと受けとめたのである。

ところで、事件報道での過熱な取材が被害者に対する人権侵害まで引き起こすような事態が1990年代になって強く批判されるようになり、2000年1月には犯罪被害者の会が結成された。一段と高まった集団的過熱取材批判に対応するため、メディア側は被害者の立場からの報道にもウエイトを置くようになった。

この事件の報道でも、被害者遺族の声をたびたび伝えていた。しかし、被害者遺族の無念さを伝えることは、結果的に少年への厳罰を求める世論を醸成するものとなった。

## (2) 弁護側と遺族の対立の構図

差し戻し控訴審で弁護団は、事実関係で争わなかった1、2審とは異なり、「傷害致死」を主張した。そして、少年が幼少時から少年時にかけて父親から暴力を受けていたこと、母親が自殺していたことなどから、精神的発達の遅れを指摘し、犯行時の心理状況からして、予想外の抵抗に遭って、驚愕のうちに被害者を死亡させたものとして殺意を否定したのである。強姦については、被害女性を蘇生させるためだった。床に投げつけ絞殺したとされた幼女殺害についても、泣きやませようとした行為で殺意はなかった、などとこれまでの供述を翻す主張を行って、1審、2審とも十分な事実審理が尽くされなかったと指摘

し、それは司法の怠慢だったと主張した。

これらの主張は、一般社会やメディアには奇異な主張だと受けとめられた。

弁護団はメディアに対して、主張の理由を説明した。これに対して被害者遺族は、弁護団に対する反発と怒りの発言を行い、それが弁護団の主張と対比されるかたちで報道されていった。

「法廷外の対立構造がクローズアップされるなかで、各局は広島高裁前からの現場リポート、法廷スケッチ、記者会見やインタビューの映像、再現ドラマ、法律専門家のコメント、スタジオトーク等々を組み合わせた番組を多数、かつ長時間にわたって放送した。そのほとんどが被害者遺族の発言や心境に同調し、被告や弁護団に反発・批判するニュアンスの強い内容だった。なかには出演者が被告・弁護人の発言や姿勢に対して、明らかに罵詈雑言と思われる言葉を浴びせかけたり、激しいバッシングを加えるようなものもあった<sup>9)</sup>」。

このような経過を踏まえて、「検証委員会」は「控訴審放送」を「審議」することを決め、2007年5月の第1回公判、07年6月の第1回集中審理、07年7月の第2回集中審理、07年9月の第3回集中審理等を機に放送された日本テレビやTBS、フジテレビ、テレビ朝日など8放送局の20番組（ニュースを含む）・33本、7時間半にわたる番組を検証した<sup>10)</sup>。

## (3) 集団的過剰同調報道

「検証委員会」は、まず弁護団と遺族の対立の構図のもとで、遺族を善、弁護団を悪、とする典型的な報道が多く局に見られたと指摘した。

「検証委員会」の「意見書」に記載された事例と委員会の所見を列挙する。

- ①ある番組の司会者は、被告・弁護団がこれまで事実として認定されてきた犯行態様を否定し、別様の要因からなる傷害致死を主張したことに対し、「命乞いのシナリオ」と呼び、「万が一にもこのような主張が採用されることはないと思うんですが、その万一がもしあったとしたら、もう世も末と言わざるを得なくなってしまうということなんです」と言う。

この番組は、その「命乞いのシナリオ」がどのような文脈や根拠から出てきているのかを掘り下げていないため、被告の奇異な発言だけが浮き彫りにされ、法廷審理で何が争われているのか、視聴者にはわからない構成になっている。

- ②別の放送局の番組では、やはり司会者が『『ドラえもんが何とかしてくれる』って、笑わせるんじゃないよって言いたくなるよな』『女性をね、殺して、ねっ、暴行する。それは何のために？『殺した女性を復活させるため』。そんなもん、世の中で通用するわけないでしょ』と、あきれ顔で言っている。

この番組にも、被告の、一見荒唐無稽にしか思えないような発言の真意が何であるかについての取材や解説がない。犯罪は被告の内にある何らかの荒唐無稽、異常、異様、破綻、失調等々がなければ起きなかったはずだから、そのよって来たところを探ることこそがメディアの仕事であろう。しかし、ここにはその取り組みがないまま、片言をとらえただけの表面的な断定しかない。

- ③某局のある番組は「光市母子殺害で大弁護団21人集結の『目的』」というテロップのあとで、暗い照明で浮かび上がらせた弁護団一人ひとりの顔写真を映し出し、その後、被害者遺族が「(彼らは)被告人を救おうということよりも、救うことが手段であって、目的は死刑制度廃止ということをして社会に訴えること」と語るシーンをつなげ、それを引き取った司会者が「この21人の弁護団のそもそもの目的というのが、はっきり浮かび上がってきたなあ、という感じがいたします」とつづける。

これも「弁護団」対「被害者遺族」という対立構図を描いた番組のひとつである。たしかに弁護団のなかには死刑制度廃止を訴えてきた弁護士も何人かいるようだが、それ自体は思想信条の自由に属す事柄である。しかも、死刑制度廃止論はこの差戻控訴審の争点にもなっていないし、彼らがその主張を法廷で述べた形跡もない。番組制作者がそれでも死刑制度廃止論者が弁護人になったこと自体が重要テーマだと考えるなら、きちんとした取材に基づいて、それが批判するに値する事柄であるという理由を示す必要がある。それがなくままに、被害者遺族の意見を引用・紹介し、そこに同調するだけで終わっている。

- ④また、別の局の番組では、被告が精神鑑定の際に「(被害者の主婦)はまだ生きている」「僕は死刑になってもいい。先に来世で会えるので、再会したときは、先に自分が夫になる」などと語ったとされる言葉をイラストと声優の声で再現した。これを受けたゲストが「被告がね、明らかにこういうことを法廷でもし言ったとしたら、これ、





かったと指摘した。

弁護団の一見奇異に見える主張も、広島高裁が審理に必要と認めた弁護活動であり、一連の報道の「多くが反発・批判の矛先を被告・弁護団にのみ向けたことは相当な外れであり、もしそれを言うなら、そのような訴訟指揮を行った裁判所に対して、まず言わなければならないはずである。裁判は裁判所が主宰するという初歩的な知識を欠いた、あるいは忘却した放送は、それがセンセーショナルに、また感情的に行われれば行われるほど、視聴者に裁判制度に関するゆがんだ認識を与えかねないものだった」と批判した。

「検証委員会」は次に、刑事裁判の「当事者主義」を理解していたか、とも指摘した。「当事者主義」とは、訴訟における事案の解明や証拠の提出の主導権が、検察、被告・弁護人の当事者に委ねられていることである。

この点について「検証委員会」は「検察官の求めにもかかわらず犯行時の年齢と更生の可能性を考慮して死刑を選択しなかった第1、2審とそれを破棄した最高裁判決をふまえて、検察官は何を主張・立証しようとしたか、それに対して被告・弁護人はどう反論・反証したか。これらのポイントを整理し、事件と裁判の全体像を明らかにし、伝えることが、番組制作者の仕事だったはずである」と指摘し、差戻し控訴審の報道は、被告・弁護人と遺族との攻防であるかのような誤解を視聴者に与える内容だったと批判した。

さらに、「検証委員会」は、弁護人の役割に関する認識が番組制作者に欠けていたのではないかと指摘した。

弁護団は、何回も報道陣に対して、弁護団の主張に関して説明しており、荒唐無稽とも

思える被告の新たな供述や殺意の否認について解説している。「検証委員会」の調査によれば、「被告の犯行時における事実を争っている点についても、弁護団は何度か、第1、2審の『捜査機関、弁護人、裁判所がそれぞれ事実を事実として見ていなかった』『司法の怠慢である』『弁護人が事件の大きさに圧倒されたことが、事実の究明を鈍らせた』等々と説明している」。

弁護団の説明に対して、記者や番組制作者には疑問や異論があったはずだが、会見等の場で突っ込んだ質問はあまりなかった、という。

番組のなかには、「制作者が記者会見に立ち会うこともなく、地元系列局の記者から送られた簡単なメモ程度の材料しかないまま、放送に臨んでいた」ものもあったと「検証委員会」は指摘する。

「検証委員会」は「弁護団の記者会見の映像はときどき映し出されたが、その『内容』は触れられず、弁護人の一人が『司法の怠慢である』と述べた箇所が、脈絡なく、放送されるだけであった。これでは視聴者は、弁護団が何を主張しているのか、どこを争点にしようとしているのかについて、理解するためにヒントすら得られない。公平で正確な情報提供という観点からは、これは大きく外れた内容だったと言わざるを得ない。

ここには、真実はすでに決まっている、と高をくくった傲慢さ、あるいは軽率さはなかっただろうか。被告や弁護団の主張・立証など、裁判所が認めるはずがない、という先入観はなかったか。あるいはいちいちの事実の評価を被害者遺族の見方や言葉に任せてしまい、自分では考えない、判断しない、という

怠惰やずるさはなかったと言えるだろうか」と批判した。

### (5) ゲストの発言と司会者の役割

「検証委員会」は今回の控訴審が、法廷シーンのイラスト化や俳優による再現ドラマ化、アナウンサーや声優による関係者談話の再現などの演出も含めて報道されたことに関しても「意見」を述べている。

これらの演出に、公判を傍聴した記者などの報告、有識者のコメント、スタジオゲストのコメントなどを使った報道方式そのものに「検証委員会」は苦言を呈しているのではない。その内容について、「これら数々の演出にもかかわらず、伝わってくるのは、『悪いヤツが悪いことをした。被害者遺族は可哀相だ』ということだけだった。そんなことはわかりきっている。だからこうやって裁判が行われているのではないか。では、この事件はなぜ起きたのか、どうすればこうした犯罪を少しでもなくせるのか、とテレビ画面に目を凝らしても、視聴者には皆目見当もつかない」と指摘した。テレビは演出方法によって、活字メディアが遠く及ばない影響力を発揮するメディアであるから、一方的な内容にしないための努力が求められている。

そして、番組に出演したコメンテーターたちは、多くはこの事件を直接取材したわけでも、裁判を傍聴したわけでもないから、対立的図式ばかり強調された演出が、発言内容に大きな影響を与え、被害者遺族への同情と共感を強める発言となり、さらに、情緒的な報道へと傾斜させたのではないかと分析した。

司会者やキャスターの役割は、「ゲストやコメンテーターの発言が一方向に流れ、極論

に傾いた際の調整役として機能することにある。その調整によって、多様で多角的な事件報道という基準が実現されるのである。だが、そのためには、彼（彼女）が、みずから取材・調査を行って、自分なりの意見を持つか、番組制作者からあらかじめ別様の情報や見方を提示しておいてもらうしかないが、そのような努力や対処を行った番組は極端に少なかった」と指摘した。

### (6) 裁判員制度報道との関わり

「検証委員会」は、2009年5月から始まる「裁判員制度」との関わりで次のように指摘した。

「近く導入される裁判員制度のもとでは、被疑者・被告人の生育歴やそこから読み取れる人間像の報道が相当程度制限される可能性が取り沙汰されている。言論表現の自由を旨とする放送局にはこうした制限に対する批判が強いようだが、そうであればいっそう、いまのうちにきちんと被告の内面・人間像に迫り、この種の報道の公益性や有益性を示しておくべきではなかったろうか」と被告の人間像に迫る番組がなかったことに疑問を呈した。

しかし、同時に「検証委員会」は、被告の内面・人間像に迫るべきとの「意見」が、裁判員制度のもとでの事件報道についての日本新聞協会や民放連のガイドラインに抵触するおそれがあることを認めている。両団体のガイドラインは、被疑者・被告人の生育歴などについては、裁判員などに予断を与えるおそれがあるとして、必要な範囲内で報道する、プライバシーや個人情報を守る、などを規定しているからである。にもかかわらず、

あえて「検証委員会」がこの問題を提起したことについて次のように述べている。

「委員会が強調したいことは、番組制作者の主体的意欲の問題である。公正性・正確性・公平性の原則は、表面的に捉えれば、真実を明らかにするための手続きにすぎない。真正面から事象に向き合い、取り組もうとする放送人にとっては、足して2で割るような公平性ではなく、みずからが、みずからの力で切り開く真実性こそが唯一の原則であろう。もしかしたらそこで、被疑者・被告の有罪・無罪までが見通せることになるかもしれない、そのような深い調査と洞察に基づく原則である<sup>11)</sup>」。

「検証委員会」は、より深い取材で真実に迫る努力を現場に求めている。

「検証委員会」は、7時間半の番組を検証したあとのある委員の感想として「巨大なる凡庸」との言葉をあげている。

そして、「裁判員制度の導入が目前に迫っている。一般市民が裁判員となり、裁判官といっしょに刑事事件被告の有罪無罪や量刑を決めることになる。制度導入は『裁判を身近で、わかりやすいものにするため』とされているが、少なくともそれは、好き嫌いや、やられたらやり返せ式の実感を裁判に持ち込むことではないはずである。それでは、法以前の状態への逆戻りである。だが、テレビはいま、そうしたゆきすぎた実感の側に人々を誘いこんではいないだろうか」と指摘し、「事件・犯罪・裁判を取材し、番組を制作する放送人たちが、テレビの凡庸さに居直るのではなく、これらのことに思いを馳せ、いま立ち止まっているところから少しでも先に進み出ること」を希望して、意見を締めくくっている。

る。

「意見書」はテレビ局の情報系番組が、面白く、わかりやすく、をコンセプトに制作されている現状によって、取材不足、知識不足でも放送を可能にし、演出によって増幅される部分が、視聴者に一方的な情報となって伝わっていることへの反省を求めるものとなっている。

現場からすれば、これまでごく普通にやってきたことが、厳しく批判されたことに対する戸惑い、反発もあるだろう。さらに、取材・制作にかけられる時間の問題、コストの問題を考えれば、無理な注文だとの感覚もあるに違いない。しかし、「検証委員会」は、それを送り手側の傲慢さ、あるいは軽率さによるものとするのである。

「控訴審放送」のなかには、少年の精神鑑定を行った大学教授の「信用性をことさら貶めるような演出」を行い、その場面の「資料映像」は、過去に行った別テーマのインタビューを本人に無断で使用した例もあったと「検証委員会」は指摘している。

「検証委員会」のさまざまな指摘を、放送局側が真摯に受けとめ、「面白く、わかりやすく」に付加する倫理的コンセプトを、具体的に現場で確立する努力が求められている。

## (7) 放送局側の反論

「検証委員会」は、「控訴審放送」に関する「意見書」に関して、在京6局に意見を求め、その内容を放送局の同意を得て、2008年9月12日に公表した。

「検証委員会」のまとめによれば、「意見書」に対する批判の多くは、「個別の番組を批判



すべきであり、概括的な見解を示されても自局の番組のどこが問題であるのか判然としないから不適當である」とのことであった。

各局の意見は、「検証委員会」の指摘を概ね受け入れるものが多かったが、ここではあえて、現場からの反論のいくつかを列挙する。これらの意見には適否は別にして、多かれ少なかれ現場実態と現場感覚が垣間見えるからである。さまざまな意見があったなかで、以下を取り上げたのは、筆者の主観的選択であることをお断りしておきたい。

- ・机上で理想を語る立場からの客観的批判は受け入れるが、放送内容についてのジャッジは素直に受け入れ難い。
- ・この裁判は普通の「検察対被告&弁護団」という構図ではなく、「被告&弁護団対被害者遺族」という構図で進んできた。BPOは「当事者主義」の説明の中で検察の役割について「国家的利益を図る立場に立って」と書いているが、検察が被害者側の感情を殆ど無視してきたこれまでの制度を見直す契機になったのが、この裁判なのではないか。多くの国民は、理不尽な殺人の被害者になった場合、どのような理由があつたら加害者は死刑を免れるのか、被害者側にはどのような意見開陳が可能か、どのような裁判情報が得られるのか、などについて関心を持って見ていたと思う。だから、弁護団は好むと好まざるに係わらず、対検察・裁判所だけでなく、対世論も踏まえた戦術を考える必要があつた。それをしなかったから、弁護側がバッシングを受けたという面があるのではないか。
- ・“(被害者遺族)へ共感しているだけ”という意見はあたらなと思う。そもそも

(被害者遺族)の長年の活動自体が、今回、最高裁が2審へ差し戻した理由のひとつになったことは否定できない。さらに、(被害者遺族)の活動は、日本の司法における犯罪被害者の「地位」を変えた。そうした意味で今回の差し戻し審理の報道において(被害者遺族)がクローズアップされたのは、自然なことだと思う。

- ・被害を受けた者が存在するから「犯罪」になったわけで、今回のような場合、極論すれば「被害にあった側の立場に依って何が悪いのか?」「バランスとは何なのか?」。今回の事件では被害者の側の気持ちに立つのが正しいバランスではないか。
- ・勝手に番組を選んでいるが、こちらからもこの番組をみてほしいものがあれば、それを提示して総合的に判断してほしい。
- ・差し戻し控訴審判決は、やはり我々の感覚とほぼ一致する内容だった。「弁護方針に対する不信感」が異例にも随所に述べられていた事は興味深い。我々の取材の方向性や見識が間違っていなかったことの最大の証左だと考える。
- ・「意見」の指摘を自らの番組に当てはめた場合、ほとんどのスタッフが「どの放送内容が指摘に該当するのかわからない」との感想を持ち、困惑を覚えているというのが実情である。
- ・「裁判員制度において予想される相当程度の取材制限に放送局が批判を強めているならば、被告の内面・人物像に迫って、この種の報道の公益性、有益性を示しておくべきではなかったか」との意見は、確かにその通りだろう。然しながら、そのニュースをどのように切り取り、どこまで踏み込ん

で、どう伝えていくかは、そもそも編集権の問題ではなからうか。勿論、切り取り方、伝え方に正確性、公正性は求められる。しかし、どう伝えるかにおいて、「人物への洞察」を絶対条件の如く指摘するのは、やや行き過ぎではないか。

- ・デイリーの情報番組の担当者は、いわば「何でも屋」だ。一つネタをずっと追い掛けてなどいられない。（「意見」が求めるようなレベルの）取材や準備が万全だと胸を張れる者などいない。しかし、制作態勢の不備と開き直ってもいられない。放送人として研鑽を心がけるしかない。

「検証委員会」は、個別の番組に対する「見解」ではなく、一連の「控訴審放送」としたことについて、「多かれ少なかれすべての番組が『公平・正確・公正』の原則の尊重という点で不十分であった」とし、「裁判報道全体の倫理水準を問題とすることが必要であり又重要である」と判断したためだったとしている。

放送倫理に関して、「検証委員会」が問題提起を行い、それに各局が意見を述べることは日本の放送界にとって画期的な出来事であった。

現場実態や現場感覚と、「検証委員会」の判断には、まだまだ差があることが判明したが、この差を埋めるための議論は今後の大きな課題である。

## 5 再発防止のための課題

放送界から番組内容における不祥事をなくすることは容易ではない。各放送局が「番組基準」「放送基準」を守ればよいのだが、それができていないのが実情である。

原因の一つは激しい視聴率競争。しかし、視聴率を超えて仕事をするべきだと言っても、視聴率が営業成績に直結する以上、説得性が薄い。NHKであっても、高い視聴率の人気番組が出れば、受信契約を取りやすくなるというのが営業現場の実感である。

番組制作の外部委託の現状にも多くの問題がある。しかし、多チャンネルの時代、多くの番組を放送局の従業員だけで制作するのは不可能である。それにもまして、プロダクションの多様な才能を番組作りに活かすために外部委託は欠かせない。

研修制度の充実にしても、言うは易いがその効果が出るまでには時間がかかる。

しかし、インターネットの時代、携帯電話の普及も相まって、若い世代にあってはテレビが主役の座を追われかけている。このまま、不祥事によって視聴者の信頼を失い続けるなら、テレビは自滅する。そのような危機感を、テレビ局の経営者と現場が共有しなければならぬ時代なのである。

このような問題意識を下敷きに、難しいテーマだが、不祥事を少なくするために、ここまで記述してきた、『朝ズバッ！』の不二家不祥事報道、『報道ステーション』の「マクドナルド制服証言報道」、「光市母子殺害事件」の「控訴審放送」に対する「検証委員会」の指摘などを踏まえながら、以下に再発防止の

ための課題を整理しておきたい。

### (1) プロフェッショナル意識の向上

課題の第1は、現場に対する研修不足である。多く番組で制作の外部委託が行われているが、下請け、孫請け会社の従業員含め、番組で取り上げるテーマに対する準備不足、知識不足が指摘されている。

「検証委員会」は光市母子殺害事件の「控訴審放送」33本を視聴した結果として、多くの番組に公正性・正確性・公平性が欠けていたと批判したが、そのなかで「番組制作者に刑事裁判の仕組みについての前提的知識が欠けていたか、あるいは知っているも軽視した、という事情があったのではないだろうか」と指摘している。

また、不二家不祥事報道では、取材不足、ディレクターの製品に対する知識不足、不注意なVTR編集などが指摘され、「番組はもっとちゃんと作るべきだ」が委員の総意として発表される始末だった。

ディレクターや記者、カメラマンはすべてのジャンルに精通しているわけではない。しかも日常的に多忙である。さらに、どのようなテーマを担当させられるかわからない。余裕はないかもしれないが、準備する時間がなかったという言い訳は通用しない時代になったということである。プロフェッショナル、職業人としての自覚が問われている。

指示する立場の者が、取材・制作に少しでも多くの時間が割けるように配慮することが望ましい。他局との競争は当然あるが、不祥事を起こすくらいなら、十全の配慮をした方がいいのではないか。長い目で見れば、視聴者の信頼につながるはずである。

研修によって、個々人のレベルアップをはかるしかない。研修といっても、単に研修会に出席するだけでは、なかなか身に付かない。局ごとの研修、仕事をしながら学んでいくのは当然として、放送界が第三者機関としての研修機関をつくり、下請け、孫請けの制作会社の従業員、メディア志望の若い世代も含め、取材や制作のモラルや知識、専門性を磨く研修を行い、資格を交付するぐらいの発想が必要である。

そのくらいの覚悟で放送界全体が研修に組まなければ、なかなか効果があがらないのではないか。

課題の第2は、現場の「慣れ」と「おごり」をなくすことである。言い方を変えれば「緊張感」を持って仕事をするのである。

「慣れ」とは、事実を正確にフォローしなくても演出の範囲内だと考えてしまうことである。これは、長年の送り手優位が生み出した現象だといえる。演出として許されるのはどこまでか、明確な基準を自らの課題として、現場人が持つことが必要である。「面白く、わかりやすく、短く」のコンセプトで番組作りが今後も進められると思われるが、コンセプトに負けてしまった過剰な演出には疑問符がつく。

「おごり」とは、多少の不明瞭さには視聴者は気付かないだろう、という送り手側の思いこみである。換言すれば、正確性の軽視である。放送の一過性が、これを助長してきたと言っても過言ではない。時間と予算が制約されているなかで、多少のことは許されるのではないかとの思いは通用しない時代になっている。

「光市母子殺害事件」の差戻し控訴審判決

が2008年4月22日に広島高等裁判所であった<sup>12)</sup>。

「検証委員会」の事前の指摘もあって、比較的冷静な報道だったと言われたが、報道を担当した在京民放局のディレクターの意見を朝日新聞が紹介している。このディレクターは判決報道では「検証委員会」の指摘を踏まえながら放送したそうだが、記事はディレクターの心情を次のように書いている。

「このディレクターはBPOの意見を『民放の現場を分かっていない』と感じる。ニュース番組でも分刻みで視聴率を競う現実がある。『民放は、視聴者が見てくれない内容は絶対に放送しない。描こうとするのは、視聴者が感情移入できる人間ドラマ。報道が裁判所と同化すること自体、疑問を感じる』と訴える<sup>13)</sup>」。

この感覚は、これまでであれば通用しただろう。しかし、こうした感覚が「慣れ」であり、「おごり」であると、認識を改めなければならない時代に入りつつあるのではないか。視聴率に代わる指標が、現時点ではないことを認めたくえで、なお放送界全体で「分刻みで視聴率を競う現実」の転換を模索することが必要なのではないか。

**課題の第3は、番組コンセプトに関する意識改革である。**「面白く、わかりやすく」とのコンセプトでなければ視聴率は取れない、との考えを変えることである。もちろん、「面白く、わかりやすい」番組を否定するつもりはないが、取材を等閑にして、短絡的に断定したり意表をついたりする手法で、面白さ、わかりやすさを演出しても、視聴者はそのいい加減さをすぐに見抜くだろう。

この殺伐とした時代に、むしろ「正確さと

優しさ」が演出されている番組に、視聴者が共感を抱く。そのような時代の入口にいるのだとプロフェッショナルとしての時代認識を持つ必要があるだろう。視聴率は無視できない現実である。しかし、視聴率の壁を壊そうとするプロフェッショナルの努力が、スポンサーや広告代理店、放送局の経営者を動かす力となることを期待したい。

## (2) 司会者、コメンテーターの発言責任

**課題の第4は、司会者、コメンテーターの発言責任である。**

『朝ズバッ！』が、不二家不祥事報道で訂正・お詫び放送をした際に、司会のみのもんた氏の発言には、訂正やお詫びに類するものは一切なかった。彼自身が、不二家に対して不適切な断罪的発言を繰り返したにもかかわらず、謝罪もなかった。司会者の側から言わせれば、不二家からの抗議の情報が入って来なかったということなのだろうが、これは送り手側の内部問題であり、視聴者からすれば、司会者の発言である。司会者が発言の責任を問われるのは当然だと受けとめるに違いない。司会者の発言については、司会者が直接視聴者に詫びなければ説得力を持たないし、視聴者は「司会者は無責任だ」と感じるに違いない。ひいてはその番組を信じなくなるだろう。

また、情報番組ではコメンテーターや出演者の役割が大きな比重を占めている。多くの視聴者が、コメンテーターや出演者の専門性や知名度によって、番組内容の信頼性を判断している部分が少なくない。コメンテーターや出演者らは台本の指示か、司会者の指示に従って発言する。発言は自由だが、発言の根



底にあるものが、制作担当者からの情報であっても、それが間違っていた場合には、その発言の責任は本人が取る覚悟が必要であろう。

「内容に少しでも疑いを持ってスタジオに入ったら、ノレない。番組は成立しないんです。真っ白なキャンパスに入るつもりでスタジオに入ることが、番組の顔となって出演するわれわれの仕事です」とあるタレントが話したという<sup>14)</sup>。スタジオに入るときの気持ちの持ちようだと言われれば、それを否定できない。しかし、発言するのはそのタレントだから、発言の責任は発言した本人が負うべきである。最終的な責任は番組を放送した放送局にあるのは当然だが、発言した本人が一義的な責任を負うルールを検討する必要がある。出演者のノリに頼る番組作りは、見直す時期に来ていると思われる。

### (3) 外部委託の諸問題

ここからは、個人ではなく、放送界が抱える構造的、制度的な課題である。

**課題の第5は、番組制作の外部委託の諸問題の改善、である。**

『あるある』事件では、外部委託にあたって、正確性を担保する条件が不足していたことが明らかになった。関西テレビと下請け会社の契約には正確性を確保する条項が入っていたが、下請け会社と実際に制作にあたった孫請け会社との間の契約書には正確性を担保する条項はなかった。

「検証委員会」設置のきっかけとなったのは『あるある』の「ねつ造」事件だが、番組での「ねつ造」が批判されたのは初めてのことではない。2005年1月25日にテレビ東京

で放送された『教えて！ウルトラ実験隊』で実験データの「ねつ造」が発覚している。この番組を制作したのは『あるある』の制作を受託していた下請け会社であったが、『あるある』事件を調査した外部委員による委員会の調査報告書<sup>15)</sup>によると、ウルトラ実験隊事件に際して、関西テレビは下請け・孫請け会社の担当者を集めて会議を開きモラルを高めることなどの指示はしたが、「制作現場に立ち入る等の具体的・効果的検証は行っていなかった」。

また、「正確性等確保のための具体的ガイドラインの設定や、番組制作手法に対する見直しなどの再検討は行っていなかった」。下請け会社の関係者は処分されたが、現場が深刻に受けとめたかどうか疑問が残る。深刻に受けとめていれば、『あるある』の「ねつ造」は起きなかったはずである。

発注する放送局と下請け、孫請けとの間では、視聴率と制作日程・経費、放送日に間に合わせること、が優先され、番組を制作していく過程で自由に討論できる雰囲気はあまりないと言われる。

『あるある』では、企画内容の変更が必要とわかっていても、放送日が決まっていれば、提案どおりなんとかやりくりせざるをえない実態が明らかになった。行き詰まってもなんとかするのが「やり手」と評価するのをやめ、むしろ企画がうまくいかないときは、正直に言って、企画を練り直す勇気のあるディレクターが評価される雰囲気が必要であろう。

企画を提案する前に十分な事前取材が必要なのは当然としても、企画提案通りにいかないこともある。そのときに、下請け、孫請けのディレクターが自由に問題提起できる雰

囲気が必要である。

1995年にNHKで「ムスタン問題」が起きた。これはヒマラヤのムスタン地域を取材した番組であった。この番組では、多くの「やらせ」が指摘されたが、取材チームに同行した外部スタッフが、何度もプロデューサーに「やらせ」の非を指摘したという。しかし、プロデューサーは聞き入れず、スタッフは新聞社に告発した。取材グループのなかで、議論をし尽くす雰囲気があったなら、「やらせ」と演出の違い、演出の限界に関する議論へと発展したかもしれない。立場を超えて自由な論議が行われ、緊張感をもって番組作りが進められる雰囲気があれば、不祥事は少なくなるに違いない。

制作現場には、自由な雰囲気が必要である。経営者がコンプライアンスをいくら声高に叫んでも効果は薄い。制作や取材する個々人が、それぞれの良心にしたがって仕事をする。創造性に富む瑞々しい番組はその良心をいかに磨き上げるかにかかっている。

次に、制作期間をもっと長く取る必要がある。発注元にとってはコストがかかり、受注社にとっては1本の制作に時間がかかれば売上減につながるおそれがある。発注元は、受注社の売上減をカバーするなど、制作期間の延長にともなうコストアップを負担する必要がある。放送は資本の論理だけの世界ではない。

**課題の第6は、現場経験の重視である。**現場経験が十分でないうちに、管理的立場に昇進していく制度を改める必要があるだろう。NHKを含めて外部委託制作の割合が増え、プロダクションに専門家がが増えていく時代には、少なくとも20年程度の現場経験が

なければ、プロダクションのベテランディレクターに太刀打ちできないだろう。放送局は意識的に専門職を育て、その待遇改善に努める必要がある。放送は若い感覚が必要とされる業界だが、正社員であれば若くとも管理的立場が務まる時代ではなくなっていく。現場では、現場で実績を残した人こそが発言力を持てるのではないだろうか。

#### (4) 訂正・謝罪放送の課題

課題の第7は、訂正・謝罪放送の問題である。

「検証委員会」は、誤報や人権侵害、名誉毀損があった場合には、速やかに、視聴者にわかりやすく、訂正を行い、謝罪すべきだと指摘している。なぜ、放送局が訂正や謝罪放送を曖昧にするのか、少しでも局の責任を回避したいからなのか、と思わざるをえない。

最高裁判所は2005年11月、放送法に基づく訂正放送を請求する権利は視聴者にはないとの判決を行った。放送法の放送の自由を守る精神からして、訂正放送は放送局が自らやらねばならない規定であって、視聴者には請求権がないとの判断であった<sup>16)</sup>。

それだけに、放送局の責任は重い。

誤報や人権侵害などがあってはならないのは当然だが、万が一発生した場合は、恰好をつけずに、視聴者にわかりやすく、速やかに、説明すべきである。のちに、損害賠償を求められた場合に不利にならないようにとの配慮から、あえてわかりにくい内容にしたりするようなことは言語道断である。

また、放送した番組に対して抗議を受け、和解する場合には、人権や名誉を侵害しない範囲で、和解の理由を視聴者に説明すべきで

あろう。直接の関係者でなければ、視聴者は抗議があったことも知らないケースが多いと思われるが、放送内容を信じた視聴者が置き去りにされていいわけではない。

課題の第8は、経営陣と現場の認識の乖離をなくすことである。BPOの審理結果や意見に対して、放送局の経営陣は、批判があれば常に「真摯に受け止める」としている。現に、これまでBPOから問題点を指摘された放送局は異口同音に「真摯に受け止め」「再発防止に努める」とコメントしてきた。

しかし、BPOの指摘がどれだけ現場にありているのだろうか、との疑問がBPOの委員のなかにはある。

「検証委員会」が、「制服証言報道」に関する意見の最後に、「番組制作関係者のあいだでこうした基準（事実を正確、迅速、公正に扱う）がタテマエ化し、目先の『おもしろさ』『映像の強さ』『作りやすさ』に陥る傾向がありはしないか。関係者一人ひとりが、自ら定めた『基準』に立ち返り、その意味するところを血肉化していくことを、委員会は求めたい」と述べたのは、現場への呼びかけであり、経営陣に対する現場への浸透努力を求める声と理解すべきなのである。

## おわりに

「検証委員会」の母子殺害事件の「控訴審放送」に関する意見のなかに次のような記述がある。

「巨大な放送システムを持ち、大勢の番組制作者がかかわり、演出や手法のノウハウを蓄積しているはずのテレビが、新聞の見出しを見ただけで、誰でも口にはできるようなことしかやっていない。いったい番組制作者は何

を調査し、何を思い、何を考えたのか。被害者遺族が語ったこと以外に、言いたいこと、言うべきことはなかったのか。画面には、取材し、考察し、表現する者の存在感が恐ろしく希薄である。そのような番組しかなかったことに、委員会は強い危惧を覚えないわけにはいかない。

人間の内面から発し、行為・行動の結果として行われた犯罪から、われわれは何を汲み取るべきなのか。加害者がある必然に導かれるように犯罪に向かい、被害者は不幸にして偶然に被害者になる、という気味の悪い事件が頻発する今日、この安易な対比的手法は事件それ自体の理解にも、犯罪防止にも役立たないことは明らかであり、深刻に再考されるべきである<sup>17)</sup>。

この記述は、放送倫理に関わるレベルを超えて、すぐれて鋭い番組批評である。個々の番組に対してではなく、あえて「控訴審放送」と括って「意見書」がまとめられたことのもう一つの意味を感じたのは、筆者だけではない。

本来なら、こうした議論こそが各局の番組審議会で行われ、その内容が公開されるべきなのである。

NHK放送文化研究所は、2007年にNHKの記者やカメラマンを対象にアンケート調査を行い、「取材現場で何が起きているのか」のレポートを発表した<sup>18)</sup>。

この種の調査が発表されるケースは稀で、貴重な資料である。

「取材をめぐる現状の変化」の調査では、  
①個人情報取材しにくくなったが75%、  
②プライバシーや人権意識の高まりが71%、

③報道機関への社会の目が厳しくなったが65%となっている。

多くの記者やカメラマンが、視聴者の変化を実感している。

「具体的にどのようなときに社会の目の厳しさを感じるか」を自由回答でたずねたところ、①マスコミ不信、②マスコミ批判・クレーム、③取材拒否、④厳しくかつ冷やかな反応、に大別され、レポートは「明確に判別できるものばかりではないが、相互に関連があると推察される。視聴者の根底には、『マスコミの不祥事によってもたらされた不信』があって、そこからマスコミ批判やクレーム、さらには取材拒否や非協力となり、そうした風潮がマスコミへの厳しい反応となっている」と分析している。

こうしたメディア批判が根底にあるから、たとえば、個人情報保護法の過剰反応による公的機関などの情報隠しにも、視聴者は必ずしもメディアと怒りを共有しない。

放送局は、有限の電波を占有する立場にあるから、免許の付与というかたちで、どうしても総務省の管理下におかれるのを避けられない。放送行政を、かつてのように「独立行政委員会」に委ねるべきだとの意見があるが、「独立行政委員会」に移管されたとしても程度の差であって、放送の独立性、放送の自由が完全に保障されるわけではない。

放送が独立と自由を確保するためには、放送人の不断の努力と、視聴者の番組への信頼に基づく放送への支持がなければならない。

放送界の相次ぐ不祥事は、自ら自由と独立を放棄することになりかねない。

現場のプロフェッショナル、経営陣が危機

感を共有して、難局を乗り切る必要があるだろう。そのためには、それこそ「慣れ」と「おごり」を排して、スポンサー、広告代理店も含め、意識改革をしながら、視聴率を超える新たなルールづくりをするしかないのではないか。

『あるある』事件と「検証委員会」の3事案に関する指摘から、放送界が学ぶことは多いのではないだろうか。

(おくだ よしたね)

#### 注：

- 1) NHK放送文化研究所が2008年6月に実施した「全国個人視聴率調査」によれば、視聴者の1日のテレビ視聴時間は週平均で3時間45分にのぼっている。
- 2) 「検証委員会」はこの3件以外に、2008年1月21日、フジテレビのFNS27時間テレビ『ハッピー筋斗雲』に関して、放送倫理上疑義があるとして、フジテレビに自省を促す「意見」を公表している。この案件は、番組に出演した一般人が、うまく利用されて結果的に名誉を棄損されたと、最初はBPOの「放送と人権等権利に関する委員会」に相談を寄せたものである。「検証委員会」は、「出演者の生活に関するマイナス情報を十分な裏づけも取らずに強調し」、「一方的に『スピリチュアル』といった非科学的なカウンセリングを押し付け」た、と指摘した。  
この小論では触れない。
- 3) 「検証委員会」のスタート時の委員は以下の諸氏である（順不同、敬称略）。  
川端和治（委員長・弁護士・大宮法科大学院大学教授）、村木良彦（元テレビマンユニオン社長）、小町谷育子（弁護士）、石井彦壽（東北大法科大学院教授・弁護士）、市川森一（作家・日本放送作家協会理事長）、上滝徹也（日大芸術学部教授）、里中満智子（マンガ家）、立花隆（評論家）、服部孝章（立教大社会学部教授）、吉岡忍（作家）。
- 4) NHK年鑑2007 P43
- 5) 放送法改正案は、この国会で継続審議となった。しかし、2007年7月の参議院選挙で民主党など野



- 党が過半数を占め、参議院で与野党の勢力が逆転した。以降、いわゆる「ねじれ国会」のもとで、民主党などが新行政処分に対したため修正が行われ、2008年4月1日に施行された改正放送法には、新行政処分条項は入らなかった。
- 6) 「不二家信頼回復対策会議」の調査によれば、TBSディレクターからの電話取材の記録は不二家側には存在しなかったとされている。
- 7) 「検証委員会」によれば、TBSも番組関係者も、内部告発内容の根幹については、撤回も訂正もしていない。
- 8) 日本マクドナルドの東京都内の4店舗で、売れ残ったサラダの調理日を改ざんして翌日に販売したり、賞味期限切れの商品を販売したりしていた疑いが、2007年11月27日に発覚し問題となった。
- 9) 「検証委員会」の「光市母子殺害事件の意見書」P5
- 10) NHKとテレビ東京は、ストレートニュースしか放送していない。
- 11) 「検証委員会」の「光市母子殺害事件の意見書」P24 註3
- 12) 「光市母子殺害事件」の差戻し控訴審で、広島高裁は被告に死刑の判決を言い渡した。
- 13) 朝日新聞2008年5月1日「Media Times」
- 14) 『あるある』に関する外部有識者委員会の調査報告書 P62
- 15) 関西テレビは『あるある』の『ねつ造』問題が発覚したあと、2007年1月30日に社外有識者で構成する調査委員会（委員長・熊崎勝彦弁護士）を設置し、同委員会は放送界始まって以来といわれる大掛かりな調査を行い、2007年3月23日に調査報告書を公表した。
- 16) 最高裁判所は2005年11月、埼玉県の女性がNHKに訂正放送と損害賠償を求めている民事訴訟で、放送法の訂正放送規定は放送局が自律的に訂正放送を行う義務を定めたもので、真実でない放送によって権利を侵害された場合であっても、侵害された本人には訂正放送を求める権利はないとの判断を示した。
- 17) 「検証委員会」の「光市母子殺害事件の意見書」P16
- 18) 「取材現場で何が起きているのか」富樫豊・小俣一平／NHK放送文化研究所「放送研究と調査」2008年2月号及び3月号

